

東浦町土地改良区補助金交付要綱

東浦町土地改良区補助金交付要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町土地改良区の組織の安定及び用水管等農業施設の維持管理の円滑化を図り、もって地域の農業の安定及び発展に資することを目的とする東浦町土地改良区補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町土地改良区とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象は、東浦町土地改良区運営事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか小さいほうの額を限度として予算の範囲内において定める額とする。

(1) 500円に当該年度の4月1日現在の組合員数を乗じた額

(2) 当該年度一般会計予算の額から当該予算に計上されている交際費を控除した額に4分の1を乗じて得た額

2 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費については、補助金を使用してはならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。